Q103　旧行政不服審査法と行政不服審査法の提出書類等の閲覧請求権にはどのような相違がありますか。

A　処分庁から提出されたものへの限定がなくなりました。

解　説

旧行政不服審査法においても、「審査請求人又は参加人は、審査庁に対し、処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができる」（旧法33②前段）と規定されており、提出書類等の閲覧請求権が保障されていました。しかし、そこでは、「処分庁から提出された」ものに対象が限定されていました。これに対し、行政不服審査法では、処分庁または不作為庁から提出されたものに限定せず、それ以外の者から提出されたものも含めて閲覧請求を認めています。したがって、閲覧請求の対象が旧行政不服審査法と比較して、かなり広くなっています。

具体的に閲覧請求の対象を述べますと、行政不服審査法29条４項の規定により提出された聴聞調書・聴聞主宰者の報告書・弁明書、同法32条１項の規定により審査請求人または参加人から提出された証拠書類または証拠物、同条２項の規定により処分庁または不作為庁から提出された当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件、同法33条の規定により審理員が書類その他の物件の所持人に対し提出を求め、これに応じ提出された物件に対して、審査請求人または参加人は閲覧請求をすることができます（法38①）。もっとも、審理員が審理関係

人から提出書類等の提出を受けたとき、そのことを他の審理関係人が知らなければ、提出書類等の閲覧請求権を適時に行使することは困難です。

行政不服審査法は、提出書類等の提出を受けた旨を他の審理関係人に通知することを審理員に義務づける規定を置いていません。しかし、運用上は、かかる通知を適時に行うこととすべきでしょう。

なお、審理員が口頭意見陳述等の際に職務上作成したメモ等は、閲覧請求の対象外です。

【調査審議の手続】

Q154　行政不服審査会の調査権限について教えてください。

A　行政不服審査会は審査関係人に主張書面または資料の提出を求めたり、参考人にその知っている事実を陳述させまたは鑑定を求めることその他必要な調査をすることができます。

解　説

行政不服審査会に諮問が行われる前に、すでに審理員により審理が行われていますので、行政不服審査会は、審査庁から提出された諮問書に添付された資料に基づき書面で審理を行うことを原則としています。これは、行政不服審査法が、簡易迅速な救済を図るものであることにも適合しています。

行政不服審査会への諮問は、審理員意見書および事件記録の写しを添えてしなければなりませんが（法43②）、事件記録とは、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものです（法41③）。政令で定めるものには、反論書、意見書、審理員による審理手続で審査請求人または参加人から提出された証拠書類または証拠物（法32①）、処分庁または不作為庁から提出された書類その他の物件（法32②）、審理員が提出を求めた書類その他の物件（法33）、参考人の陳述書・鑑定人の鑑定書（法34）、検証調書（法35）は含まれるものと予想されます。したがって、これらの資料は、当然、行政不服

審査会による書面審理に際し利用に供されます。また、裁決についての審査庁の意見書も、諮問書に添付されることになると考えられます（情報公開・個人情報保護審査会運営規則6一参照）。

しかし、行政不服審査会が諮問書の添付書類に基づき調査審議を行っていくなかで、審理員による審理が十分とはいえず、独自に調査を行う必要があると考えるケースも想定されます。そこで、行政不服審査会には、審査請求人、参加人または審査庁（これらを併せて「審査関係人」といいます。）に対し、その主張を記載した書面または資料の提出を求める権限、参考人に対し、その知っている事実を陳述させ、または鑑定人に鑑定を求める権限その他必要な調査をする権限が付与されています（法74）。

その他必要な調査をする権限としては、調査審議に必要な資料の作成・提出を処分庁または不作為庁の関係行政機関に求める権限、処分庁または不作為庁の関係行政機関に説明や意見を求める権限等が考えられます。